年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　 使用者

団体名・代表者

新型コロナウイルス感染防止対策について

貴学の施設を使用するにあたり、以下のとおり感染防止対策を行います。

なお、緊急事態宣言等が発出され、施設の貸し出しが不可と判断された場合は、これに従います。

使 用 場 所 ：

使 用 目 的 ：

使 用 期 間 ：

使 用 人 数 ：　　　　　名

【開催時の対応について】

□　使用人数は、本学施設の定める収容人数以内とする。

□　参加者名簿を事前に作成し、当日受付で参加者と照合する。

□　参加者の体調の事前管理や当日受付での検温を行う。

　　以下のいずれかに該当する場合は参加を認めない。

1. 発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合（医療機関等を受診し、医師の診断を受けた者はこの限りではない。）
2. ＰＣＲ検査等により新型コロナウイルスに感染していると診断されてから、厚生労働省が定める退院や療養生活を終了する際の判断基準を満たすまでの期間

　　　③ 濃厚接触者と特定されてから、厚生労働省が定める待機期間を終了するまでの期間

　　　　　又、参加後に体調の不調を感じた者は、速やかに帰宅させる。

□　出入口等にアルコール消毒液を設置する。

□　参加者にマスクを着用させる。

□　施設使用前後に机・椅子・マイク等什器の消毒を行う。

□　施設使用前後に出入口のドアノブ・照明スイッチの消毒を行う。

□　人と人の距離や座席の間隔を確保する。

□　頻繁に外気を取り入れる換気を実施する。

□　必要に応じて飛沫拡散防止パネル等の設置を行う。

□　施設での飲食は禁止する。

【陽性者の参加が判明した場合の対応について】

□　陽性者の参加が判明した場合は本学担当部署に速やかに報告するとともに、その他の参加者に対して連絡を取り、体調の確認を行うなど本学の指示する調査に協力する。

＜その他特記事項＞（必要であれば記載してください）

備考：①この書類は、新型コロナウイルスの感染リスクがある間、「短期財産貸付申込書」と併せて提出すること。

　　　②感染防止対策の取組内容によっては、使用をお断りする場合があります。

　　　③本学施設の定める収容人数は、新型コロナウイルスの感染リスクの状況により変更することがあります。

④マスク、消毒液等の上記対策に必要な物品は使用者側で用意すること。